

出産育児一時金・葬祭費

●子どもが生まれたとき

こくほの加入者が出産したときは、世帯主に対し出産育児一時金が支払われます。なお、死産や流産の場合でも、妊娠85日(満日数の場合は84日)以降であれば支給の対象となります。

①直接支払制度について

直接支払制度を利用すると、出産育児一時金がこくほから医療機関へ直接支払われるため、出産費用などの支払いが、出産費用から出産育児一時金を引いた残りの額だけで済むので、医療機関での出産に際して、まとまったお金を事前に用意する必要がなくなります。

※この制度を利用するには、医療機関での手続きが必要です。まず、出産予定の医療機関にお問い合わせください。



②直接支払制度を利用しない場合などについて

直接支払制度を利用しない場合、あるいは、制度を利用した場合でも出産費用が出産育児一時金の支給額に満たないとき(差額分がある場合)は、こくほの窓口に出産育児一時金の申請ができます。

※申請には「保険証」や「出生の証明書」などが必要となりますので、事前に市区町村の窓口にお問い合わせください。

●加入者が亡くなったとき

こくほの加入者が死亡したときは、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

手続きに必要なもの

亡くなった方の保険証、葬祭を行った方の氏名・預金口座番号がわかるもの など

こくほが使えない診療や、交通事故などの被害にあった時

●こくほが使えない診療

次のような場合は、こくほの給付は受けられませんので、全額自己負担になります。

1 保険診療以外のもの

- 人間ドック ●予防注射
- 軽度のわきがやしみの治療 ●美容整形
- 歯列矯正 ●正常な妊娠、出産
- 経済上の理由による妊娠中絶 など



2 仕事上での病気やケガで、労災保険の適用を受けられる場合や、犯罪行為・ケンカや泥酔などの理由による病気やケガ

●交通事故などの被害にあった時

交通事故に限らず、第三者から傷害を受けた場合、医療費は加害者が負担するのが原則です。

こくほで治療を受けたときの医療費は、後日、こくほが被害者に代わって加害者などに請求することになります。



・交通事故や労働災害などの治療の場合には、市区町村のこくほの窓口にあらかじめ届け出てください。

・示談の前に必ず、こくほの窓口にご相談ください。

※ 加害者から治療費用を受け取り、示談が成立してしまうと、こくほが立て替えた医療費を、あなたに返還していただくことがあります。

※ 届出にはマイナンバーカード(個人番号カード)または、マイナンバーの分かる書類と本人確認書類をお持ちください。